

2020年4月1日改定

ミライノ カード MyJ チェック利用者規定

新	旧
<p><b>第2条(定義)</b></p> <p>「MyJ チェック」(以下「本サービス」という)とは、利用者が、<u>カード発行会社から、カード発行会社所定のご利用代金明細書(以下「ご利用代金明細書」という)の送付を受けている場合において、一定の条件を満たすことにより、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものです。</u></p>	<p><b>第2条(定義)</b></p> <p>「MyJ チェック」(以下「本サービス」という)とは、利用者が、<u>カード発行会社の定めるミライノ カード会員規約(以下「会員規約」という)の規定にかかわらず、一定の条件を満たす場合において、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものである。</u></p>
<p><b>第8条(本規定の改定)</b></p> <p><u>両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</u></p>	<p><b>第8条(本規定の変更)</b></p> <p><u>両社は、通知ならびに公表のうえ、本規定を随時変更することができるものとする。この場合、両社は、Web サイトに公開するなどのカード発行会社所定の方法により直ちに当該変更後の規定をMyJ チェック利用者へ通知するものとする。</u></p>